

上山市議会会議録

第496回定例会

本会議最終日

(令和2年3月19日)

令和2年3月19日（木曜日） 午前10時 開議

~~~~~

### 議事日程第3号

令和2年3月19日（木曜日）午前10時 開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 議第16号 上山市定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 2 議第17号 上山市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議第19号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議第20号 上山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議第21号 上山市公共施設等保全整備基金条例の制定について
- 日程第 6 議第28号 山形市との間において締結した山形定住自立圏の形成に関する協定を廃止することについて
- 日程第 7 議第29号 上山市辺地に係る総合整備計画について

（産業厚生常任委員長報告）

- 日程第 8 議第18号 上山市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議第22号 上山市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第10 議第23号 上山市芳刈放牧場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議第24号 上山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議第25号 上山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議第26号 上山市交通指導員設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議第27号 上山市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 請願第1号 次期食料・農業・農村基本計画の策定に関する件

（予算特別委員長報告）

- 日程第16 議第 7号 令和2年度上山市一般会計予算
- 日程第17 議第 8号 令和2年度上山市国民健康保険特別会計予算

- 日程第18 議第 9号 令和2年度上山市農業集落排水事業特別会計予算  
 日程第19 議第10号 令和2年度上山市介護保険特別会計予算  
 日程第20 議第11号 令和2年度上山市浄化槽事業特別会計予算  
 日程第21 議第12号 令和2年度上山市後期高齢者医療特別会計予算  
 日程第22 議第13号 令和2年度上山市産業団地整備事業特別会計予算  
 日程第23 議第14号 令和2年度上山市水道事業会計予算  
 日程第24 議第15号 令和2年度上山市下水道事業会計予算

(追加議案)

- 日程第25 議第31号 令和元年度上山市一般会計補正予算(第8号)  
 日程第26 議第32号 令和2年度上山市一般会計補正予算(第1号)  
 日程第27 議第33号 上山市課設置条例の一部を改正する条例の制定について  
 日程第28 議案第1号 次期食料・農業・農村基本計画の策定に関する意見書の提出について  
 日程第29 議案第2号 新型コロナウイルス感染症対策の徹底を求める意見書の提出について  
 (閉 会)

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

---

## 出 欠 席 議 員 氏 名

出席議員(15人)

|     |           |    |     |             |    |
|-----|-----------|----|-----|-------------|----|
| 1番  | 谷 江 正 照   | 議員 | 2番  | 石 山 正 明     | 議員 |
| 3番  | 佐 藤 光 義   | 議員 | 4番  | 守 岡 等       | 議員 |
| 5番  | 高 橋 要 市   | 議員 | 6番  | 棚 井 裕 一     | 議員 |
| 7番  | 尾 形 み ち 子 | 議員 | 8番  | 長 澤 長 右 衛 門 | 議員 |
| 9番  | 川 口 豊     | 議員 | 10番 | 中 川 と み 子   | 議員 |
| 11番 | 神 保 光 一   | 議員 | 12番 | 枝 松 直 樹     | 議員 |
| 13番 | 川 崎 朋 巳   | 議員 | 14番 | 高 橋 義 明     | 議員 |
| 15番 | 大 沢 芳 朋   | 議員 |     |             |    |

欠席議員(0人)

## 説 明 の た め 出 席 し た 者

|   |   |   |    |                            |   |   |   |   |   |     |   |   |
|---|---|---|----|----------------------------|---|---|---|---|---|-----|---|---|
| 横 | 戸 | 長 | 兵衛 | 市                          | 長 | 塚 | 田 | 哲 | 也 | 副   | 市 | 長 |
| 金 | 沢 | 直 | 之  | 庶務課長<br>(併)選挙管理委員会<br>事務局長 |   | 富 | 士 | 英 | 樹 | 市   | 政 | 戦 |
| 平 | 吹 | 義 | 浩  | 財                          | 政 | 前 | 田 | 豊 | 孝 | 税   | 務 | 課 |
| 土 | 屋 | 光 | 博  | 市                          | 民 | 鈴 | 木 | 直 | 美 | 健   | 康 | 推 |
| 鏡 |   | 裕 | 一  | 福                          | 祉 | 齋 | 藤 | 智 | 子 | 子   | ど | も |
| 鈴 | 木 | 英 | 夫  | 商                          | 工 | 尾 | 形 | 俊 | 幸 | 観   | 光 | 課 |
| 漆 | 山 |   | 徹  | 農                          | 林 | 須 | 貝 | 信 | 亮 | 建   | 設 | 課 |
| 秋 | 葉 | 和 | 浩  | 上                          | 下 | 武 | 田 |   | 浩 | 会   | 計 | 管 |
| 佐 | 藤 | 浩 | 章  | 消                          | 防 | 古 | 山 | 茂 | 満 | (兼) | 会 | 計 |
| 井 | 上 | 咲 | 子  | 教                          | 育 | 遠 | 藤 |   | 靖 | 教   | 育 | 委 |
| 渡 | 辺 | る | み  | 教                          | 育 | 高 | 橋 | 秀 | 典 | 教   | 育 | 委 |
| 板 | 垣 | 郁 | 子  | 選                          | 挙 | 花 | 谷 | 和 | 男 | 農   | 業 | 委 |
| 大 | 和 |   | 啓  | 監                          | 査 | 舟 | 越 | 信 | 弘 | 監   | 査 | 委 |
|   |   |   |    |                            |   |   |   |   |   | 事   | 務 | 局 |

## 事 務 局 職 員 出 席 者

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 佐 | 藤 | 毅 | 事 | 務 | 局 | 鈴 | 木 | 淳 | 一 | 副 | 主 | 幹 |
| 渡 | 邊 | 高 | 主 | 査 |   | 小 | 口 | 彩 | 夏 | 主 | 任 |   |

### 開 議

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第3号によって進めます。

○大沢芳朋議長 出席議員は定足数に達しておりますので、これより直ちに会議を開きます。

初めに、本日の議事運営について議会運営委員長からの報告を求めます。

議会運営委員長川崎朋巳議員。

(総務文教常任委員長報告)

〔川崎朋巳議会運営委員長 登壇〕

○川崎朋巳議会運営委員長 おはようございます。

去る3月17日、議会運営委員会を開き、本日の議事日程第3号について協議いたしました。その結果について御報告申し上げます。

初めに、付託事件の審査結果の報告であります。総務文教及び産業厚生各常任委員長、続いて予算特別委員長の順に報告を願い、それぞれ議決することにいたしました。

最後に、追加議案であります。市長提案の議案3件及び議会案2件について、それぞれ提案理由の説明の後、委員会付託を省略して議決することとし、その後、今期定例会を閉会することにいたしました。

議事日程の詳細は、お手元に配付のとおりであります。

議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げます。以上で報告を終わります。

○大沢芳朋議長 お諮りいたします。

本日の議事運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長報告のとおり進めることに決しました。

~~~~~

日程第1 議第16号 上山市定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例を廃止する条例の制定について外6件

○大沢芳朋議長 日程第1、議第16号から日程第7、議第29号までの計7件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長佐藤光義議員。

〔佐藤光義総務文教常任委員長 登壇〕

○佐藤光義総務文教常任委員長 今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案7件について、審査いたしました経過並びに結果について御報告を申し上げます。

最初に、議第16号上山市定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例を廃止する条例の制定について申し上げます。

本件は、上山市定住自立圏の形成に係る議会の議決事件を定める条例を廃止するために提案されたものであります。

その内容は、平成23年度に締結した山形市との山形定住自立圏の形成に関する協定を廃止し、令和2年度からは山形定住自立圏を形成する3市2町を含む6市6町で山形連携中枢都市圏を形成し、経済成長の牽引、高次都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上に関する取り組みを連携して行うことから、本条例を廃止するもので、公布の日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第17号上山市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、地方自治法の一部改正等に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、法改正に伴う引用条項の整理を行うもので、令和2年4月1日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべ

きものと決しました。

次に、議第19号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、地方公務員災害補償法に基づき、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、報酬が定められている職員の補償基礎額について定める規定に、給料が支給されるフルタイムの会計年度任用職員を追加し、その補償基礎額を地方公務員災害補償法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額とし、令和2年4月1日から施行するものであります。経過措置として施行日以後に発生した事故に起因する公務上の災害または通勤による災害に係る補填について適用するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第20号上山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同施行令の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、法改正により引用条文の整理を行うもので、公布の日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号上山市公共施設等保全整備基金条例の制定について申し上げます。

本件は、公共施設等の長寿命化に関する事業の推進及び計画的な更新の財源を確保するため提案されたものであります。

その内容は、現在策定中の上山市公共施設等総合管理計画を実施するに当たり、今後予想される公共施設等の長寿命化に関する事業の推進

等のため基金を設置し、積み立てるものであり、公布の日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号山形市との間において締結した山形定住自立圏の形成に関する協定を廃止することについて申し上げます。

本件は、上山市と山形市との間において締結した山形定住自立圏の形成に関する協定を廃止するため提案されたものであります。

その内容は、平成23年度に締結した山形市との山形定住自立圏の形成に関する協定を廃止し、令和2年度からは山形定住自立圏を形成する3市2町を含む6市6町で山形連携中枢都市圏を形成することから、本協定を廃止するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第29号上山市辺地に係る総合整備計画について申し上げます。

本件は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、山元辺地に係る公共的施設を整備し、地域住民の生活文化水準の向上を図るため提案されたものであります。

その内容は、山元地区において災害による集落の孤立を防ぐためののり面対策、舗装、防護柵等の道路施設整備や、ほかに代がえ施設のない山元体育館耐震事業について、総合的に行うため策定するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○大沢芳朋議長 これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

総務文教常任委員長報告の議案7件は原案可決であります。総務文教常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

**日程第8 議第18号 上山市印鑑  
条例の一部を改正する条  
例の制定について外7件  
(産業厚生常任委員長報告)**

○大沢芳朋議長 日程第8、議第18号から日程第15、請願第1号まで計8件を一括議題といたします。

産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長中川とみ子議員。

〔中川とみ子産業厚生常任委員長 登壇〕

○中川とみ子産業厚生常任委員長 今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案7件及び請願1件について、審査いたしました経過並びに結果について御報告を申し上げます。

最初に、議第18号上山市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行及び印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、印鑑の登録を受けることができない者として成年被後見人とあったものを意思能力を有しない者と改めるとともに、文言の整理を行うもので、公布の日から施行し、令和元年12月14日から適用するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号上山市森林環境譲与税基金条例の制定について申し上げます。

本件は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、適正な財源の管理、運営を行うため提案されたものであります。

その内容は、本市における間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に係る財源に充てるため基金を設置し、積み立てるものであり、毎年9月末日までに、前年度に係る基金の運用状況を公表するものとし、公布の日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号上山市芳刈放牧場条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、監視業務人件費等の増加に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、監視業務人件費の増加及び消費税率の改正に伴い、公共牧場の充実を図るため使用料を増額するもので、1頭当たりの使用料を1日330円から380円に改めるもので、令和2年4月1日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号上山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、介護保険法施行令等の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであ

ります。

その内容は、消費税を財源とした低所得者の保険料の軽減措置において、令和元年10月の消費税率引き上げを受け、令和2年度の介護保険料にその軽減強化分を反映させるもので、保険料率を定める第4条の第3項において令和元年度及び令和2年度の各年度の保険料率を定めていたものを、令和元年度における保険料率とし、第4項において令和2年度における保険料率を定めるもので、令第38条第1項第1号に掲げる者については、基準額の0.3である2万1,888円、令第38号第1項第2号に掲げる者については、基準額の0.5である3万6,480円、令第38号第1項第3号に掲げる者については、基準額の0.7である5万1,072円とする規定を追加し、令和2年4月1日から施行するものであります。

なお、経過措置として改正後の規定は令和2年度分の保険料から適用することとし、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとするとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号上山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、幼児教育・保育の無償化に伴い、「特定子ども・子育て支援施設等」が新たに支援の対象になったことから、題名を「上山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に關す

る基準を定める条例」に改めるとともに、新たに第4章として特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定め、教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録等については内閣府令で定める基準のとおりとし、附則についても内閣府令に合わせて改正するものであります。

また、認定保護者から費用の額の支払いを受けることができる満3歳以上の子どもの食事の提供に要する費用のうち副食費について、市町村民税所得割合算額に応じた徴収免除について規定を設けるとともに、対象となる子どもが同一世帯に3人以上いる場合の徴収免除について規定を設けるものであります。

そのほか、内閣府令の改正に準じ用語の改正を行うもので、「支給認定」とあるものを「教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」とあるものを「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども」とあるものを「教育・保育給付認定子ども」にそれぞれ改めるとともに条項の整理及び文言の整理を行うもので、公布の日から施行し、令和元年10月1日から適用するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号上山市交通指導員設置条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本件は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、これまで非常勤特別職に該当していた交通指導員が、法改正により有償ボランティアとして活動することから、第3条第1項において市長が「任命」として定めていたものを「委嘱」と改め、第2項の解任規定を削除す



るとともに、見出しを「任免」から「委嘱」と改めるものであります。

また、第4条において指導員の「定数」としていたものを「数」に改め、見出しを「定数」から「指導員の数」と改め、第5条、任期については、再任を妨げないとする文言を加えるとともに、補欠の指導員の任期を第2項として定めるもので、令和2年4月1日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号上市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本件は、公営住宅法の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、公営住宅法において不正入居者に対する措置に適用している法定利率が令和2年4月1日より現在の年5%から年3%に改正されることから、市営住宅の明渡請求において、年5分の割合とあるものを法定利率と改めるもので、令和2年4月1日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、請願第1号次期食料・農業・農村基本計画の策定に関する件について御報告申し上げます。

本請願は、食料・農業・農村に関する政府の中長期的な農業政策の方針を定める食料・農業・農村基本計画の次期計画策定において、今後とも国産農畜産物の安定供給と豊かな食生活を維持するため、不測時のみならず平時においても質と量の両面から食料安全保障を確保し、生産面・消費面からの対策を明記するとともに、その実現に向けた具体的な取り組みを進めることを求め、次期食料・農業・農村基本計画の策

定に関する意見書を提出願いたいとして、山形市旅籠町一丁目12番35号、山形農業協同組合代表理事組合長ほか1名から提出されたものであります。

委員会では、慎重に審査を行ったところ、家族経営や中小規模の農業経営体への支援強化や中山間・過疎地域の就農を促進する施策は、本市の農業の維持・発展のために重要なものであり、食料の安全保障は生産者のみならず消費者の生活にも密接にかかわるものであることから、請願第1号は願意妥当と認め、採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○大沢芳朋議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

産業厚生常任委員長報告の議案7件は原案可決、請願1件は採択であります。産業厚生常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、産業厚生常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~  
日程第16 議第7号 令和2年度
上市市一般会計予算外
8件
(予算特別委員長報告)

○大沢芳朋議長 日程第16、議第7号から日程第24、議第15号まで計9件を一括議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長棚井裕一議員。

〔棚井裕一予算特別委員長 登壇〕

○棚井裕一予算特別委員長 今期定例会において、予算特別委員会に付託されました予算関係議案14件のうち、令和2年度各会計予算9件について、3月6日、9日及び10日の3日間にわたり慎重に審査いたしました。その結果について御報告申し上げます。

なお、全議員で構成する予算特別委員会でありますので、審査の状況、経過等については省略させていただき、後日、委員会記録により御承知いただきたいと存じますので、審査の結果のみ御報告申し上げます。

まず、令和2年度各会計予算につきましては、市長から施政方針及び新年度予算編成方針並びに提案理由の説明、さらに各課長等より詳細に説明を受け、審査を行ったところであります。

初めに、議第7号令和2年度上山市一般会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ141億5,000万円とするもので、第7次上山市振興計画後期基本計画に基づき、定住促進、子育て支援、産業振興、健康増進などを行うため編成されたものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第8号令和2年度上山市国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ33億8,000万円とするものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第9号令和2年度上山市農業集落排

水事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,300万円とするものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第10号令和2年度上山市介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億3,400万円とするものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第11号令和2年度上山市浄化槽事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,860万円とするものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第12号令和2年度上山市後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億6,300万円とするものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第13号令和2年度上山市産業団地整備事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,500万円とするものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第14号令和2年度上山市水道事業会計予算は、収益的収入8億900万円、収益的支出7億9,200万円、資本的収入1億8,100万円、資本的支出4億1,400万円とするものでありますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,300万円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填するものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第15号令和2年度上山市下水道事業会計予算は、収益的収入10億1,500万円、収益的支出10億1,100万円、資本

的収入10億8,300万円、資本的支出12億8,700万円とするものでありますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億400万円は、当年度分損益勘定留保資金で補填するものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○大沢芳朋議長 これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

予算特別委員長報告の議案9件は原案可決ですが、予算特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

**日程第25 議第31号 令和元年度  
度上山市一般会計補正  
予算（第8号）  
（追加議案）**

○大沢芳朋議長 日程第25、議第31号令和元年度上山市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました

議案について御説明申し上げます。

議第31号令和元年度上山市一般会計補正予算（第8号）についてであります。国の補正予算を活用した市内小中学校の情報通信ネットワークの整備に要する経費や新型コロナウイルス感染症対策に要する経費など、早急に予算措置を必要とする事業を中心に編成いたしました。

その結果、歳入歳出それぞれ1億1,230万円を追加し、予算の総額を155億4,830万円とするものであります。

繰越明許費につきましては、国の補正予算を活用して実施する事業等を追加するものであります。

債務負担行為につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者を対象とした山形県の低利融資制度における利子補給に係る経費について追加するものであります。

地方債につきましては、国の補正予算を活用した市内小中学校の情報通信ネットワーク整備のため、限度額を追加及び変更するものであります。

歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金、市債をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主なものを申し上げますと、3款民生費では、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、放課後児童クラブの開所時間延長に要する経費を計上するものであります。

6款農林水産業費では、国の補正予算を活用し、農業用機械等の導入に対する補助金を計上するものであります。

10款教育費では、国の補正予算を活用し、児童・生徒が1人1台のコンピューターを利用

できるよう、市内小中学校の情報通信ネットワークの整備に要する経費を計上するものであります。

なお、詳細につきましては、財政課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○大沢芳朋議長 財政課長。

〔平吹義浩財政課長 登壇〕

○平吹義浩財政課長 命によりまして、議第31号令和元年度上山市一般会計補正予算（第8号）につきまして御説明を申し上げます。

追加議案書の1ページをお開き願います。

令和元年度上山市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,230万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億4,830万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は「第2表繰越明許費補正」によるものであります。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は「第3表債務負担行為補正」によるものであります。

地方債の補正、第4条、地方債の追加及び変更は「第4表地方債補正」によるものであります。

それでは、歳入歳出予算補正について御説明申し上げますので、2ページ、3ページをお開

き願います。

第1表歳入歳出予算補正について、最初に歳入から申し上げます。

15款国庫支出金は3,188万2,000円を増額し、補正後の額を17億5,126万5,000円とするものであります。2項国庫補助金の増によるものであります。

16款県支出金は1,411万6,000円を増額し、補正後の額を9億7,912万9,000円とするものであります。2項県補助金の増によるものであります。

19款繰入金は50万2,000円を増額し、補正後の額を2億120万2,000円とするものであります。1項基金繰入金の増によるものであります。

22款市債は6,580万円を増額し、補正後の額を9億7,090万円とするものであります。

以上の結果、歳入合計では1億1,230万円を増額し、補正後の歳入合計を155億4,830万円とするものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。3ページをごらんください。

3款民生費は130万円を増額し、補正後の額を48億3,381万円とするものであります。2項児童福祉費の増によるものであります。

6款農林水産業費は1,411万6,000円を増額し、補正後の額を5億5,654万3,000円とするものであります。1項農業費の増によるものであります。

10款教育費は9,688万4,000円を増額し、補正後の額を15億9,371万3,000円とするものであります。2項小学校費で5,586万9,000円、3項中学校費

で4, 101万5, 000円の増によるもの  
あります。

以上の結果、歳出合計では1億1, 230万  
円を増額し、補正後の歳出合計を155億4,  
830万円とするものであります。

次に、事項別明細書につきまして御説明申し  
上げます。

最初に歳出から御説明申し上げますので、1  
2ページ、13ページをお開き願います。

3款民生費2項児童福祉費2目児童措置費は  
130万円の増であります。放課後児童対策  
事業費で、国の交付金を活用して新型コロナウ  
イルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業によ  
る放課後児童クラブの開所時間延長に要する経  
費を計上するものであります。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費  
は1, 411万6, 000円の増であります。担  
い手確保・経営強化支援事業費で国の補正予  
算を活用し、市内ワイン製造業者に対して農業  
用機械及び施設整備への補助金を交付するもの  
であります。

10款教育費2項小学校費2目教育振興費は  
5, 586万9, 000円の増であります。教  
育機器整備事業費で国が進めるGIGAスク  
ール構想の実現に向けて国の補正予算で計上さ  
れた「公立学校情報通信ネットワーク環境施設  
整備費補助金」を活用し、市内4つの小学校に  
高速大容量回線による校内LANと充電用電源  
キャビネットを整備するものであります。

3項中学校費2目教育振興費は4, 101万  
5, 000円の増であります。市内3つの中  
学校に小学校同様の設備を整備するものであり  
ます。

以上で歳出の説明を終わりました。歳入の説  
明を申し上げます。前に戻りまして10ページ、

11ページをお開き願います。

最初に15款国庫支出金2項国庫補助金2目  
民生費国庫補助金は130万円の増でありませ  
が、子ども・子育て支援交付金で、放課後児童  
クラブの開所時間延長に対する補助金を計上し、  
7目教育費国庫補助金は3, 058万2, 00  
0円の増であります。小学校施設整備事業費  
補助金及び中学校施設整備事業費補助金で校内  
通信ネットワーク整備事業に対する補助金を計  
上するものであります。

16款県支出金2項県補助金4目農林水産業  
費県補助金は1, 411万6, 000円の増で  
あります。市内ワイン製造業者への補助金の  
財源である担い手確保・経営強化支援事業費補  
助金を計上するものであります。

19款繰入金1項1目基金繰入金は50万2,  
000円の増であります。財政調整基金の取  
りくずしによるものであります。

22款市債1項市債7目教育債は6, 580  
万円の増であります。小中学校での校内通信  
ネットワーク整備事業を進めるため小学校債及  
び中学校債を計上するものであります。

次に、第2表繰越明許費補正について御説明  
申し上げますので、前に戻りまして4ページを  
お開きください。

表に記載のとおり、4つの事業について繰越  
明許費を追加するものであります。

6款農林水産業費1項農業費で担い手確保・  
経営強化支援事業費の1, 411万6, 000  
円につきましては、国の補正予算を活用し事業  
費を繰り越すものであります。

10款教育費2項小学校費で、教育機器整備  
事業費の5, 586万9, 000円につきまし  
ては、国の補正予算を活用し事業費を繰り越す  
ものであります。

3項中学校費で、中学校整備事業費の385万9,000円につきましては、北中学校屋内消火栓配管等修繕工事の年度内完了が困難であることから繰り越すものであり、教育機器整備事業費の4,101万5,000円につきましては、小学校同様、国の補正予算を活用し事業費を繰り越すものであります。

次に、第3表債務負担行為補正について御説明いたします。

このたびの補正は追加1件であります。

「中小企業緊急災害対策利子補給」について、期間は令和元年度から令和12年度まで、限度額を「融資総額2億5,000万円の融資残高に対し、年1.0%以内の割合で計算した額」と定めるものであります。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により経営に支障を来している市内中小企業の経営安定化を図るため、金融機関、県及び本市が連携し、山形県商工業振興資金による貸し付け期間10年の融資に対する利子補給を実施するものであります。融資については、令和2年3月から受け付けることから、債務負担行為を定めるものであります。

次に、第4表地方債補正について御説明いたしますので、5ページをごらんください。

最初に追加であります。

「起債の目的」は小学校施設整備事業、「限度額」を3,680万円とし、「起債の方法」につきましては、普通貸借または証券発行によるものとし、「利率」につきましては借入先との協定によるものであります。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とするものであります。

「償還の方法」につきましては、借入先の融

資条件によるものでもあります。ただし、財政上の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとするものであります。

これは、小学校での校内通信ネットワーク整備事業の財源とするものであります。

次に変更であります。

小学校同様に中学校での校内通信ネットワーク整備事業の財源とするものでありますが、「起債の目的」である中学校施設整備事業について、既に600万円の地方債を定めていたことから、限度額を補正するものであります。限度額を2,900万円増額し、補正後の限度額を3,500万円とするものであります。

この結果、地方債全体では補正後の限度額を9億7,090万円とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

○大沢芳朋議長 2番石山正明議員。

○2番 石山正明議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第31号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 ただいま2番石山正明議員から委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○大沢芳朋議長** 御異議なしと認めます。

よって、議第31号議案については委員会付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出、繰越明許費、債務負担行為及び地方債を一括して行います。質疑、発言を許します。尾形みち子議員。

**○7番 尾形みち子議員** 3款民生費で児童措置費というところにおいて質問をさせていただきます。

3月2日からコロナウイルスで休校になって、授業のおくれが大変心配になっているところがございます。対応策も伺いたいところなんですけれども、それよりも、まず今回の追加予算のあれですけれども、この延長時間というんですか、学童クラブの、その延長時間がどの程度になっているのかもちょっとお尋ねいたします。学童クラブが混乱、そして人手不足というようなことが問題になったと思うんですけれども、その対応なんかも伺いながら、また、今までの学童に入られている方はいいんですけれども、共働き等々で、そういったことが追加できるのかどうかもお伺いいたします。

**○大沢芳朋議長** 子ども子育て課長。

**○齋藤智子子ども子育て課長** まず、このたびの小学校の臨時休業に伴う児童クラブの延長時間について申し上げます。

各児童クラブ、公立児童クラブ、めんごりあの緊急預かりも含めると4カ所ございます。また、民間の児童クラブが2カ所ございます。こちらについては、それぞれのクラブの運営時間もあります。午前中いっぱい延長時間ということで、詳しい時間を申し上げますと、公立の放課後児童クラブについては、平日、月曜日から金曜日、午前7時半からということで午

前中延長です。また、めんごりあについては、月曜日から金曜日、午前8時から。あと民間の児童クラブにおいては、それぞれの規定に基づき、各児童クラブとも月曜日から金曜日、平日は午前8時半から開所をしていただきました。

また、2問目の、この延長に伴う人手不足の対応でございますが、こちらが小学校の臨時休業というものが、これまで予定にない休業であったために、それぞれの児童クラブとも苦労なされたところがございます。

ただし、その人員につきましては、公立の場合ですと、臨時休館といたしましためんごりあの指定管理者のほうから保育士の協力をいただき、また、教育委員会を通しまして、学校教育支援員などの支援をいただいたところがございます。また、民間の児童クラブにつきましても、一部学校教育支援員の協力を求めたところがございます。

3つ目の御質問、新たな利用者につきましては、公立児童クラブについて、3月2日から受け付けを始めまして、6人の新たな利用がございました。民間の児童クラブで延長に伴う新たな利用の希望はございませんでした。

**○大沢芳朋議長** 尾形みち子議員。

**○7番 尾形みち子議員** 新規受け付け6人、3月2日からというようなことで、この程度ですと混乱はなかったのだというようなことで安心したところがございます、本市においてはですね。

こういった緊急の場合、やはりそれこそ、いろいろなことで学業も停滞するというようなことがあるので、そういったところでも、ぜひ対応のほうをお願いしたいというところです。

**○大沢芳朋議長** ほかに質疑はありませんか。枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 今回の課長の答弁について伺いますが、民間の施設において新たな希望者がいないということではなくて、施設側が断ったというふうに、施設の方針として断っているというふうに理解しておりますが、いかがですか。

○大沢芳朋議長 子ども子育て課長。

○齋藤智子子ども子育て課長 先ほど申し上げた答弁の中で、新たな利用がなかったと申し上げました。確かに、今議員がおっしゃられたように、各クラブともそれぞれの運営方針の中で、1年生から3年生まで、特に緊急性の高い、緊急の預かりが必要な児童を優先したという方針を出したクラブや、新たな受け入れについては見送ったというクラブもあったと聞いておりましたので、答弁を訂正させていただきます。

○大沢芳朋議長 他にありませんか。川崎朋巳議員。

○13番 川崎朋巳議員 令和元年度上山市一般会計補正予算の中で、教育費の予算措置が計上されております。国の補正予算を活用しての本市へのICT機器の充実ということでございますけれども、本市ICT整備計画がございません。ICT整備計画の進捗に与える、今回の補正の影響というものを、まずお示してください。

○大沢芳朋議長 管理課長。

○井上咲子管理課長 まずICT整備計画につきましては、これまで国の環境整備5カ年計画の中で、平成30年度から令和4年度までの中で、それぞれの目標がございまして、端末については3クラスに1クラス分ということで3人に1台の整備、あるいはインターネット及び無線LANについては令和4年度までに100%整備という目標がございましたけれども、今回のGIGAスクール構想が国のほうから発出さ

れたことによりまして、端末整備については令和5年度までに1人1台の環境、またインターネット及び無線LANについては令和2年度までに100%の整備を、なおかつ規格等の向上ということで計画を前倒ししていくような内容になっております。

○大沢芳朋議長 川崎朋巳議員。

○13番 川崎朋巳議員 まず進捗度、計画している数字がまず前倒しになると。より早い時間で進むというふうに理解させていただきました。

次に、これまで想定していた額、今回のGIGAスクールの補正を使うことで、本市における資金的な予算的なメリットというのがあるのかどうかについて、改めてお示してください。

○大沢芳朋議長 財政課長。

○平吹義浩財政課長 財政的な問題について御説明いたします。

結論から申し上げます、もう少し国の支援といったものが厚いというふうに想定しておったところですが、それがちょっと薄くなったということでございます。

○大沢芳朋議長 川崎朋巳議員。

○13番 川崎朋巳議員 わかりました。

それでは、まず、今回については本市のICT整備計画がより前倒しで、教育におけるICTの有用性というのは、常任委員会や会派の視察を通して十分に認められているものだというふうに思っております。

まず今回、ここまで御尽力くださいました関係各位並びに管理課長に御礼を申し上げたいと思います。

○大沢芳朋議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。



次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第31号令和元年度上山市一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議第31号議案は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

日程第26 議第32号 令和2年度上山市一般会計補正予算（第1号）
(追加議案)

○大沢芳朋議長 日程第26、議第32号令和2年度上山市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第32号令和2年度上山市一般会計補正予算（第1号）についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者を対象とした山形県の低利融資制度における利子補給に係る経費について債務負担行為を追加するものであります。

なお、詳細につきましては財政課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上御可決くださいますようお願いいたします。

○大沢芳朋議長 財政課長。

〔平吹義浩財政課長 登壇〕

○平吹義浩財政課長 命によりまして、議第32号令和2年度上山市一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明を申し上げます。

追加議案書の14ページをお開き願います。

令和2年度上山市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものであります。

債務負担行為の補正、第1条、債務負担行為の追加は、第1表債務負担行為補正によるものであります。

15ページをお開きください。

このたびの補正は追加1件であります。

「中小企業緊急災害対策利子補給」について、期間は令和2年度から令和12年度まで、限度額を「融資総額5億円の融資残高に対し、年1.0%以内の割合で計算した額」と定めるものであります。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に支障を来している市内中小企業の経営安定化を図るため、金融機関、県及び本市が連携し、山形県商工業振興資金による貸し付け期間10年の融資に対する利子補給を実施することから、債務負担行為を定めるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

○大沢芳朋議長 12番枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第32号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 ただいま12番枝松直樹議員から委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議第32号議案については委員会付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第32号令和2年度上山市一般会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議第32号議案は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

日程第27 議第33号 上山市課  
設置条例の一部を改正  
する条例の制定につ  
いて  
(追加議案)

○大沢芳朋議長 日程第27、議第33号上山市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について、御説明申し上げます。

議第33号上山市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。庶務課及び財政課の分掌事務を改めるため提案するものであります。

なお、詳細につきましては庶務課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○大沢芳朋議長 庶務課長。

〔金沢直之庶務課長 登壇〕

○金沢直之庶務課長 命によりまして、議第33号上山市課設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げますので、追加議案書の16ページをお開き願います。

初めに、改正の趣旨について申し上げます。

庶務課から財政課に情報システム関連業務を移管し、今後のICT化等の業務の推進を図っていくものでございます。

次に、改正条文について申し上げます。

上山市課設置条例の第2条には、各課の分掌する事務が定められておりますが、第1号庶務課の分掌事務にある「情報システムに関すること。」を削り、第3号の財政課の分掌事務に加える改正になります。

最後に附則であります。この条例は、令和2年4月1日から施行するものとしてございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願い申し上げます。

○大沢芳朋議長 1番谷江正照議員。

○1番 谷江正照議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第33号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 ただいま1番谷江正照議員から委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議第33号議案については委員会付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑、発言を許します。枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 庶務から財政に移す、その最大のメリットというか理由が、ちょっと今の説明ではわかりませんでしたので、お願いいたします。

○大沢芳朋議長 庶務課長。

○金沢直之庶務課長 1つは、ハード面の整備・改修等もあるということが1点でございますが、もう一つは、最近の自然災害等の発生など、庶務課の業務が非常に煩雑化しているという点もございまして、こちらのほうの分掌事務の移管を考えたところでございます。

○大沢芳朋議長 ほかにありませんか。守岡等議員。

○4番 守岡 等議員 その財政課にかわる理由として、例えば会計システムの整備なんかも考えていらっしゃるのでしょうか。

○大沢芳朋議長 庶務課長。

○金沢直之庶務課長 会計システムといえますか、財務会計システム自体は、まだしばらく契約が残っているので、すぐということではございません。守岡議員が質問なさっているような複式というようなことだとすれば、それを直ちに検討するという意味ではございません。

○大沢芳朋議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第33号上山市課設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議第33号議案は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

日程第28 議会案第1号 次期食料・農業・農村基本計画の策定に関する意見書の提出について
(追加議案)

○大沢芳朋議長 日程第28、議会案第1号次期食料・農業・農村基本計画の策定に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。産業厚生常任委員長中川とみ子議員。

〔中川とみ子産業厚生常任委員長 登壇〕

○中川とみ子産業厚生常任委員長 議会案第1号次期食料・農業・農村基本計画の策定に関する意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

食料・農業・農村基本計画は、国の農業施策における中長期的な方針を定めるものであり、政府において現在、5年ごとの見直しに向け検討がなされております。現行の計画では、不測時に備え食料安全保障を掲げておりますが、国産農畜産物の安定供給と持続可能で豊かな食生活のためには、平時から食料の質及び量のどちらも保障していくことが必要であります。

本市の農業は、家族経営や中小規模経営を含む多様な農業形態が支えており、今後ますます農業従事者の減少及び高齢化が進むことが予想されることから、生産基盤の強化と地域政策の強化が求められるほか、安全・安心な食の取組は消費者にとっても重要な問題であることから、さらなる政策の強化が求められます。

このようなことから、食料・農業・農村基本計画の見直しに当たり、食料安全保障に資する計画を策定されるよう意見書を提出するものであります。

なお、意見書の案文につきましては、議員各位のお手元に配付しておりますので、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○大沢芳朋議長 2番石山正明議員。

○2番 石山正明議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議会案第1号議案につきましては、会議規則第37条第3項

の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 ただいま2番石山正明議員から委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議会案第1号議案については委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議会案第1号次期食料・農業・農村基本計画の策定に関する意見書の提出については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議会案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~  
日程第29 議会案第2号 新型コロナウイルス感染症対

## 策の徹底を求める意見書の提出について

(追加議案)

○大沢芳朋議長 日程第29、議会案第2号新型コロナウイルス感染症対策の徹底を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。13番川崎朋巳議員。

[13番 川崎朋巳議員 登壇]

○13番 川崎朋巳議員 議会案第2号新型コロナウイルス感染症対策の徹底を求める意見書の提出の件について、提案理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、令和元年12月、中国湖北省武漢市で確認されて以降、同国を中心に感染が世界的な広がりを見せています。世界保健機関（WHO）は1月30日、新型コロナウイルス感染症について、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言、さらに3月11日には「パンデミックと表現できるとの判断に至った」と表明し、各国に一層の取り組みの強化を促しました。

我が国においても、2月1日指定感染症に指定し、2月25日には対策についての基本方針を発表し対策を強化していますが、2月13日に国内初の死者が確認されて以降も感染者数が日増しに増加している状況にあります。

地方においても、マスクを初めとしたウイルス感染対策資材の不足や、特に中小企業における経営が危機的な状況を迎えていることから、地域の経済活動が低迷する懸念もあり、国民の生活に大きな影響を及ぼしている状況にあります。

一日も早い事態の収束と国民の安全・安心の

確保と不安の解消、感染の拡大防止のため新型コロナウイルス感染症対策の徹底を求める意見書を政府・関係機関に提出するものであります。

なお、意見書の案文につきましては、議員各位のお手元に配付しておりますので、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○大沢芳朋議長 6番棚井裕一議員。

○6番 棚井裕一議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議会案第2号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 ただいま6番棚井裕一議員から委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。  
お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議会案第2号議案については委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議会案第2号新型コロナウイルス感染症対策の徹底を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、議会案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

最後にお諮りいたします。

今期定例会において議決されました議案の中で、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大沢芳朋議長 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決しました。

---

## 閉 会

○大沢芳朋議長 以上で今期定例会の日程の全部を終了いたしました。

これをもって第496回定例会を閉会いたします。

午前11時16分 閉 会



議 長 大 沢 芳 朋

会議録署名議員 尾 形 みち子

同 上 川 口 豊

同 上 高 橋 要 市



